

(様式 4)

【和歌山県 橋本市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

ICTを活用することにより、これまでには実現できなかったような学習を展開することが可能になります。教職員研修や効果的な実践事例を共有することを通して教員の指導力向上を図り、今まで以上に授業におけるICTの活用を進めます。しかし、効果的な場面で効果的に活用してこそ、その有効性が発揮されるものであり、ICTを利用すること自体を目的化するのではなく、教科の学びを深め、より教科の学びの本質に迫ることが大切であるとの視点を持つことが重要となります。また、ICTの活用により多様な子供たちに対してこれまで以上に「個別最適な学び」を提供することが可能になりますが、身につけた知識・技能をアウトプットし、問題解決に活用する経験を通じてこそ、知識・技能は価値のあるものに高められ、より確実な習得に結びつきます。これまでの「日本型学校教育」において重視されてきた、探究的な学習や体験活動などを通じ、多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に充実させることが重要となります。本市においては、これらのことにも十分留意しながら、学習活動の一層の充実、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を進めることを目指して、これまでの教育実践とのベストミックスを図り、各教科等の学習における効果的なICT活用を推進します。

(1) 個別最適な学びの実現

ICTの効果的に活用し、子供一人一人の特性や学習到達度等に応じた指導方法、教材や学習機会等の提供を進めます。不登校の子供、特別支援教育の対象となる子供、日本語理解が困難な子供が年々増加しており、これらの子供に対しても学習機会の保証を進めます。

(2) 協働的な学びの実現

探究的な学習や体験活動などを通じ、多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成します。

(3) 遠隔、オンライン学習の実現

2. GIGA第1期の総括

令和2年度に政府が進めるGIGAスクール構想に基づき1人1台環境と、それらを活用するための高速大容量のネットワークを整備しました。令和3年度以降は、これら機器を授業等で活用するため、常に必要とするコンテンツを活用できるよう通信環境等の維持または整備を実施します。また、授業等でより効率的なICT教育を実施するために周辺機器の整備を実施します。

(1) 授業でICTを活用できる環境の整備・維持

- ア. 校内からの高速大容量のネットワークを整備し、クラウド・バイ・デフォルトを原則として、整備・運用を行います。
 - イ. 1人1台環境を整備・維持し、誰もが授業でICTを活用できる環境（通信環境・機器のスペック等）を整備・維持します。
 - ウ. ICTを効果的に活用した学習を実現するために必要な有償ソフトウェアやデジタル教科書をはじめとする有償コンテンツの導入に向けた検証を行います。
 - エ. 教員が使用する校務用端末及び GIGA スクール端末の一体化について、情報収集を進め、その可否について判断を行い、必要な機器等の調達を実施します。
- (2) 各教室での大型提示装置の整備
- ア. 教室で GIGA スクール端末を活用した授業をより効率的に行うため、各教室において大型提示装置を整備します。また、老朽化が進むものについては、年次計画に即して更新を行います。（電子黒板購入台数令和4年度130台、令和5年度158台）
- (3) 災害等による家庭学習における環境整備
- ア. 非常変災等による持ち帰りを行った際については、校内での利用時と同様のフィルタリング機能を備えると同時に、ネットワークがない家庭でも端末を利用することができるよう、必要な機器の整備を行います。

3. 1人1台端末の利活用方策

(1) 1人1台端末の積極的活用

端末の積極的活用のため、教員研修の実施、ICT支援員を活用した各校における操作研修、授業力向上研修、効果的な活用に関する情報の共有、研究指定校における研究・情報発信、各校からの実践アイデアの収集と共有、実践事例等の学校への情報発信等を行います。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

個別最適な学びの実現のため、ICTを効果的に活用し、子供一人一人の特性や学習到達度等に応じた指導方法、教材や学習機会等の提供を進めます。

協働的な学びの実現のため、探究的な学習や体験活動などを通じ、多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成します。

(3) 学びの保障

不登校の児童生徒に対して、民間のオンラインのオンデマンド学習教材を活用し、不登校児童生徒に対して授業の配信を行います。

帰国子女・外国籍等で日本語の理解が困難な児童生徒に対して、（県）オンライン教材を利用し、「特別の教育課程」を編成して日本語指導を実施します。また、常に母語対応ができる人材の確保が困難であるため、翻訳ソフト、翻訳ツールを利用して授業支援、保護者支援、教員への支援を実現します。

発達に課題を抱える児童生徒に対して、教師用のデジタル支援ツールを導入し、個々の児童生徒に適切な支援計画の作成、個別のプログラムの提示、実現に向けた教員研修の環境を提供します。